

令和7年3月1日

## 秦野市商人魂お役立て講座実施要領

### (趣旨)

- 1 この要領は、個店及び商店主の魅力を消費者に伝えることで将来にわたる顧客づくりを図るとともに、4駅周辺のにぎわいを創出するために実施する「商人魂お役立て講座(以下「講座」という)」について必要な事項を定める。

### (講師の資格)

- 2 講座の講師は、秦野市電子地域通貨OMOTANコイン(以下「OMOTANコイン」という。)の加盟店舗であり、かつ次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 市内の商店会の会員
- (2) 秦野あきんど育成会の会員
- (3) 秦野商工会議所の会員

### (講座の企画及び実施)

- 3 講座は、講師が提出する申請書に基づき、企画会議を開催して決定する。なお、新たに講座への参加を希望する事業者は、事前に事業の趣旨等を理解したうえで、申請をすることとする。また、講師はこの会議に必ず参加する。
- 4 講座の内容は次の点に留意して企画する。
  - (1) 講師の人柄や技術、店舗の魅力が消費者に伝わる内容であること。
  - (2) 講師の技術向上につながるものであること。
  - (3) 消費者のニーズに合ったものであること。
- 5 講座の日時は講座の内容に応じ、1時間から2時間の範囲で講師が定める。
- 6 講座の会場は、講師の店舗等とする。
- 7 講座の受講料は原則無料とし、材料費等の実費のみ受講者負担とする。なお、受講料の支払いはOMOTANコイン決済とする。
- 8 受講者の受付及び講座までの対応は講師が行う。また、市は講座の情報を市ホームページや広報紙等で周知し、受講者の募集を行う。
- 9 講師は講座の評価を把握するため、受講者にアンケートを実施する。
- 10 講師は講座の実施後、本市にその実績を報告する。
- 11 講師は、相互に協力し、講座の発展に努めなければならない。

### (禁止事項)

- 12 講師は講座の実施に当たり、次の行為をしてはならない。違反した場合は、当該年度の翌々年度まで講師資格を失うものとする。

- (1) 業として有償で提供している、又は提供したことがある内容を、単にお試し・体験等の名目により、安価に提供する行為
- (2) 商品の押し売り、勧誘等を含む営利を目的とした活動
- (3) 選挙、署名等の運動や政党への勧誘等の政治的活動
- (4) 布教等の宗教活動
- (5) 講座中に撮影した写真を含む受講者の情報を、受講者の許可なく使用すること。また、本市を除く第三者へ提供すること。
- (6) アンケート結果で、各項目の平均が3を下回る講座。
- (7) 正当な理由なく他の講座、他の事業者の営業等を妨害すること。